

令和7年（ワ）第1880号 共通義務確認請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

被告 株式会社即決営業

## 準備書面（2）

令和8年6月3日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

|         |     |   |    |    |
|---------|-----|---|----|----|
| 原告訴訟代理人 | 弁護士 | 道 | 尻  | 豊  |
|         | 弁護士 | 竹 | 之内 | 洋人 |
|         | 弁護士 | 原 | 琢  | 磨  |
|         | 弁護士 | 稻 | 垣  | 佳典 |

本書面においては、本件が支配性の要件を満たしていることを述べる。

### 1 簡易確定手続において想定される争点

被告の主張からすると、簡易確定手続においては、①当該契約が電話勧誘販売に該当するか、②特商法26条7項1号の適用除外に該当するか、③同条1項1号の適用除外に該当するか、④特商法19条1項書面が交付されたか、⑤クーリング・オフ通知が発されたか、⑥支払額が争点となると考えられる。

このうち、④～⑥については争いのない事実にならなかったとしても、④については交付された契約書面から、⑤についてはクーリング・オフ書面及び発送に関する書面から、⑥については送金記録からそれぞれ容易に認定できるのは明らかであるので、①～③について、相当程度の審理を要しないことにつき以下述べる。

## 2 総論

契約に至る経緯、対象消費者の職業、契約目的については、陳述書を提出することになる。そのうえで、後述の裏付け証拠から相当程度の審理を要することなく判断可能である。

## 3 電話勧誘販売該当性について

- (1) 令和6年9月以降の契約については、契約書面のうち「クーリングオフに関する条項」の第1条に「本契約に関しては、特定商取引法に基づく電話勧誘販売に該当する」と記載されているので、この点は争点とならない。
- (2) それ以前の契約については、契約勧誘がなされる個別コンサルティングに至るまでの間、被告と対象消費者との間でメール、LINE等でのやり取りがなされる（甲9の1～4の「資料」参照）ので、それにより、いかなる経緯でWEB通話がなされたのか認定しうる。

## 4 特商法26条7項1号の適用除外該当性について

これについても、3(2)同様である。

## 5 特商法26条1項1号の適用除外該当性について

- (1) 令和6年9月以前の契約書には「お勤め先」欄がある（甲9「資料」参照）ので、こちらが契約時の職業の裏付けとなる。
- (2) さらに副業や開業準備目的などとして争いになるケースでは、契約時から簡易確定手続時に至るまでの所得証明書等により、対象消費者が給与所得以外に事業所得を得ていないことが確認できる。また、契約時から簡易確定手続時までには相当の期間が経過するであろうから、この間事業所得を得ていなければ、開業準備目的でもなかったことも推認しうる。

以上